

事務連絡
令和6年3月29日

各位

農林水産省経営局金融調整課
経営・災害金融グループ
政策金融グループ
農林漁業信用基金班

令和6年度の農業関係制度資金等の要綱改正等について

令和6年3月28日に令和6年度予算が成立したことを受け、農業関係制度資金の要綱等を別添のとおり一部改正等しましたのでお知らせします。

各資金等の改正概要につきましては、別紙のとおりです。

(各都道府県担当者におかれては、このことについて、貴管下各市町村に対してお知らせ願います。)

(別紙)

令和6年度の農業関係制度資金等の要綱改正等の概要

1 農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）〔公庫資金〕

- (1) 農業経営によって生じた負債の整理の対象資金に、公庫農林水産事業が融通する資金及び旧農林漁業金融公庫が融通した資金を追加

[別紙の7. 備考欄]

- (2) (1)に伴う貸付限度額の整理（※1）

[第3の3]

（※1）これまで、民間プロパー資金の負債の整理しか認められておらず、また、貸付限度額は第3の3の（1）に掲げられた額（特認要件を満たす場合には、特認限度額）の5分の1までとされてきたが、今回の改正により、以下のとおり変更となる。

- ・ スーパーL資金の負債の整理：スーパーL資金の貸付金残高の額（第3の3（1）に規定する特認要件を満たす必要はない。）
- ・ 公庫農林水産事業が融通する資金及び旧農林漁業金融公庫が融通した資金の負債の整理：第3の3（1）に規定する額
- ・ 民間プロパー資金の負債の整理：第3の3（1）に規定する額の5分の1

- (3) 法人の特認貸付限度額（30億円）の要件について、「民間金融機関の貸付金残高の額が、公庫農林水産事業の貸付金残高及び民間金融機関の貸付金残高の合計額の3分の1以上となる場合」に変更（※2）

[第3の3（1）②（イ）]

（※2）これまで、スーパーL資金を借り受けるに当たり、その融資合計額が20億円超30億円以下となる場合には、民間金融機関から設備資金を新規に調達する必要があったが、今後は、以下のとおり変更となる。

- ・ 民間金融機関の貸付金残高の額が、公庫農林水産事業の貸付金残高及び民間金融機関の貸付金残高の合計額の3分の1以上となるのであれば、必ずしも資金を新規に調達する必要はない。
- ・ この要件を満たすに当たり民間金融機関から資金を新規に調達する必要がある場合、設備資金だけでなく、運転資金でも差し支えない。

- (4) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）の改正により農業経営基盤強化資金の償還期限等の特例措置の適用期限が令和7年3月31日まで延長されることに伴う改正

[第3の5]

2 経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）〔公庫資金〕

- (1) 令和6年度貸付条件改定に伴う改正

- ① 貸付金の使途のうち、「営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金」を廃止する。

[第2のIの1の（5）関係]

- ② 貸付金の使途のうち、農業サービス事業体（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を営む者をいう。以下同じ。）の行うものであって、「農業経営の改善によって必要となる農業費その他の費用に充てるのに必要な資金」を廃止する。

〔第2のIの1の(10)関係〕

- ③ 主業農業者のうち農業サービス事業体に係る特例要件（主業農業者にあつては、要綱第2のIの2の(1)のアからエの要件を全て満たす必要があるが、主業農業者のうち農業サービス事業体にあつては、ア、イ及びエの要件で可とするもの）を廃止する。

〔第2のIの2関係〕

- (2) 過去の改正時の改正誤りの手当て

〔第2のIの1の(11)関係〕

- (3) 集落営農組織の定義に係る所用の見直し

〔第2のIの2の(3)関係〕

- (4) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）の改正により経営体育成強化資金の償還期限等の特例措置の適用期限が令和7年3月31日まで延長されることに伴う改正

〔第2のIの5、第2のIIの5〕

3 農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）〔公庫資金〕

令和6年度貸付条件改定に伴う改正

貸付金の使途、貸付対象者及び償還期限（据置期間）のうち、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第5条第3項に規定する認定農工商等連携事業計画（以下「認定農工商等連携事業計画」という。）に基づいて行う事業に必要な施設の改良、造成又は取得等に係るものを廃止する。

〔第1、第2、第3の1及び3、第4の1・3及び4、様式6、別記1〕

4 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成19年3月30日付け18経営第7581号農林水産事務次官依命通知）〔公庫資金〕

- (1) 令和6年度貸付条件改定に伴う改正

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）の改正により農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額、償還期限等の特例措置の適用期限が令和7年3月31日まで延長されることに伴う改正

〔第2の5〕

- (2) 令和6年度臨時貸付条件改定に伴う改正

- ① 新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった農林漁業者に対する特例措置^{※1}が適用される貸付決定期限の延長（令和6年3月31日→公庫総裁に指示した期限^{※2}）

※1 特例措置の内容

貸付限度額の引上げ

600万円又は年間経営費等の6/12 → 1,200万円又は年間経営費等の12/12

※2 公庫総裁に指示した期限
令和6年6月30日

[第2の3の(3)]

② 非常災害等^{※1}の影響を受けた農林漁業者に対する特例措置^{※2}を追加

※1 非常災害等（公庫総裁に指示した事象）

- ・コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等
- ・令和6年能登半島地震

※2 特例措置の内容

- ・貸付限度額の別枠を措置
- ・既往の貸付限度額と別に600万円又は年間経費等の6/12を措置

※3 貸付決定期限（公庫総裁に指示した期限）

- ・コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等については令和6年6月30日
- ・令和6年能登半島地震については令和8年3月31日

[第2の3の(2)]

5 農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3160号農林水産事務次官依命通知）〔公庫資金〕

貸付金の使途における経営局長指示について、農林水産省単独指示から財務省と連名指示に変更することに伴う改正

[第2の(1)のウの(ウ)のd、f]

6 農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）

（公文書の括り上、都道府県宛てにも要綱を発出していますが、都道府県はガイドラインを参照願います（内容は同じです。）。）

(1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）の改正により農業近代化資金の償還期限等の特例措置の適用期限が令和7年3月31日まで延長されることに伴う改正

[第2の5]

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響を受けた者に対する貸付けに係る印紙税法の特例の適用期限が令和7年3月31日まで延長されたことに伴う改正を行う。

[第4の6(2)]

(3) 集落営農組織の定義に係る所要の見直し

[第2の1(1)ウ]

7 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）

過去の改正時の改正誤り・改正漏れの手当て

[第3の7、別紙第4(7)]

8 担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）

(1) 本事業の適用除外としている沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度（内閣府主管）の見直しに伴う所要の改正

[第3の1(1)]

- (2) スーパーL資金に係る貸付対象者の要件として、労働環境改善に係る取組を実施する意向があること及び環境負荷低減に係る取組を実施することを追加

[第3の2(2)、別記様式第1の2号]

- (3) 利子助成金対象者から返還された利子助成金及び加算金について、これまで国に返還させていたが、基金として有効活用するために基金に繰り入れる方式へ変更

[第5]

9 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）

- (1) 貸付対象者の要件として、労働環境改善に係る取組を実施する意向があること及び環境負荷低減に係る取組を実施することを追加（農業経営基盤強化資金のみ）

[別記様式第4号（別表20関係）]

- (2) 令和6年度措置に係る利子助成対象資金を追加

[別表20の6]

- (3) 令和6年度措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅を追加

[別表21の1の⑥、同表の2の(1)⑥、(2)⑭]

10 東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）

- (1) 令和6年度措置に係る利子助成対象資金を追加

[別表17の6]

- (2) 令和6年度措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅を追加

[別表18の1の⑥及び同表の2の⑥]

11 農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業実施要綱（平成23年5月2日付け23経営第254号農林水産事務次官依命通知）

新規案件の引受けを1年延長することに伴う、所要の改正

[第4の(1)の①及び②]

12 農業経営復旧・復興対策特別保証事業補助金交付事業実施要綱（平成23年5月2日付け23経営第255号農林水産事務次官依命通知）

新規案件の引受けを1年延長することに伴う、所要の改正

[第3の2の①]

13 農業信用保証保険支援総合事業実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3014号農林水産事務次官依命通知）

- (1) 令和5年度をもって農業経営継承保証保険支援事業を廃止することに伴う、所要の改正

[第2、第3、第4、第5、別記3、別紙様式第1号、別紙様式第2号、別紙様式第3号、別紙様式第4号]

- (2) 農業近代化資金保証料助成金交付事業について、近代化資金の償還期限が都道府県の判断で16年以上に猶予される場合であっても、補助対象期間は15年であることを明確にするための改正

[別記2第4、別表（別記2関係）]

(3) 令和6年度措置に係る各事業の対象要件を追加

[別表(別記1関係)、別表(別記2関係)]

14 農業経営金融支援対策費補助金交付要綱(平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依命通知)

令和5年度をもって農業経営継承保証保険支援事業を廃止することに伴う、農業信用保証保険支援総合事業(農業経営金融支援対策費補助金交付要綱第1(6))に係る所要の改正

[第1、別記様式第3号(第4関係)、別記様式第4号(第9の1関係)]

15 農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)

(1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)の改正により農業近代化資金の償還期限等の特例措置の適用期限が令和7年3月31日まで延長されることに伴う改正

[第2の5]

(2) 東日本大震災により被害を受けた者及び新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響を受けた者に対する貸付けに係る印紙税法の特例の適用期限が延長されたことに伴う改正

[第4の7(2)]

(3) 集落営農組織の定義に係る所要の見直し

[第2の1(1)ウ]

16 農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)の改正により農業経営負担軽減支援資金の償還期限等の特例措置の適用期限が令和7年3月31日まで延長されることに伴う改正

[第2の4の(2)]

17 日本公庫資金円滑化貸付事業について(平成23年5月2日付け23経営第269号農林水産省経営局長通知) [公庫資金]

東日本大震災に係る貸付事業、新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業及びコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等に係る貸付事業に係る貸付対象期間について、令和7年3月31日まで延長する。

[Iの第2の5、IIの第2の5及びIIIの第2の5]

18 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件について(令和2年3月30日付け元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知)

令和6年度措置に係る被災農業者追加支援対策(災害関連資金)の利子助成対象要件として、以下①から④までを新たに追加

- ①新型コロナウイルス感染症・原油価格高騰等
- ②令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨
- ③令和5年8月12日から同月17日までの間の暴風雨
- ④令和6年能登半島地震

[第7]

19 農業信用保証保険支援総合事業実施要綱の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものについて（令和5年3月31日付け4経営第3236号農林水産省経営局金融調整課長通知）

- (1) 被災農業者等支援対策及び大規模災害被災農業者等支援対策の対象となる要件について引受の対象となる期間等を設定

〔記の4〕

- (2) 令和5年度をもって農業経営継承保証保険支援事業を廃止することに伴う、所要の改正

〔記の5、6〕

〈参考〉 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者に関するQ&A
令和6年度被災農業者特別利子助成事業一問一答
東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 一問一答

（問合せ先）農林水産省経営局 金融調整課

- ★ 経営・災害金融グループ 03-6744-2165
- ◆ 政策金融グループ 03-6744-2167
- 農林漁業信用基金班 03-6744-2171

（担当者）

- ★ 農業近代化資金、農業改良資金、天災資金 : 稲垣
- ★ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、特別融資制度推進会議 : 三善
- ★ 経営体育成強化資金、スーパーS資金 : 八代
- ★ 農林漁業経営資本強化資金、農林漁業セーフティネット資金、
農業負債関係資金基本要綱、農業経営負担軽減支援資金、
日本公庫資金円滑化貸付事業 : 笹井
- ◆ 金利負担軽減措置（利子助成） : 末吉
- 保証保険関係 : 赤嶺・久保田